

博士学位審査出願予定者 各位

博士学位審査担当教員 各位

学生課学務係

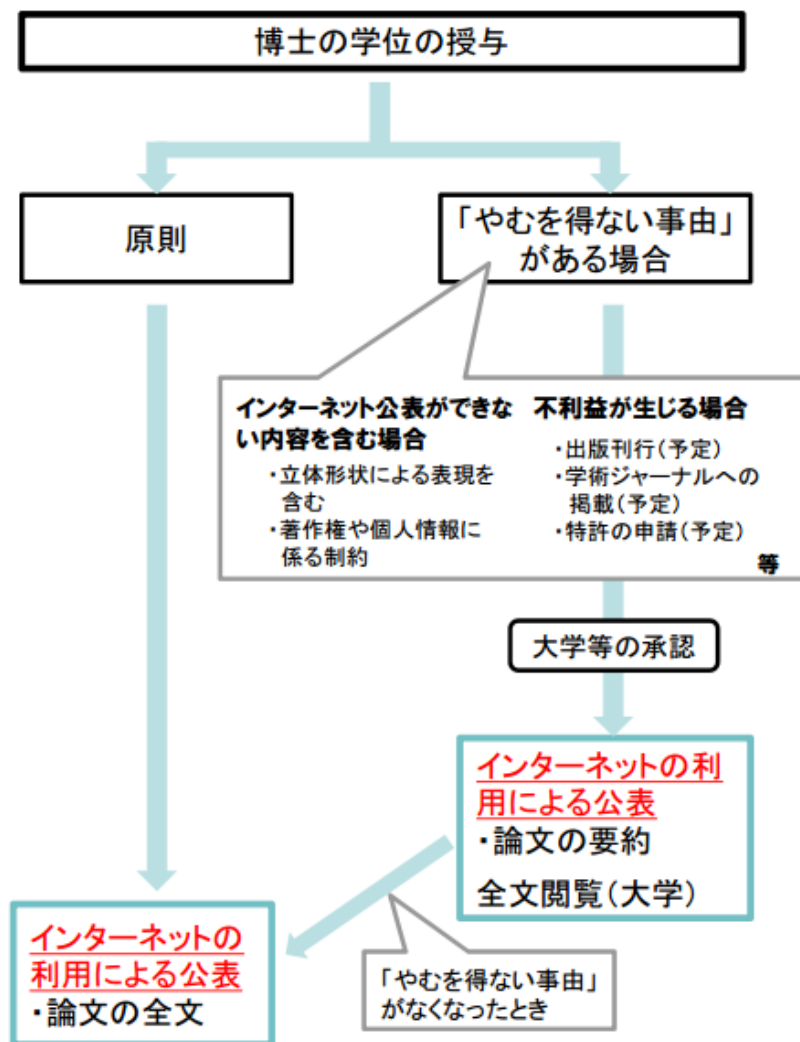
## 博士論文のインターネット公表について

### 1. 概要

学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の改正により、2013 年度以降の博士学位取得者については、（1）博士論文の「要旨」および「審査結果の要旨」、（2）博士論文の「全文」または「要約」についてインターネット公表することが義務付けられています。ついては、以下のとおり必要なデータ等のご提出をお願いします。

#### （1）博士論文のインターネット公表のフロー

博士論文のインターネット公表のフロー図です。図中の「論文の全文」および「論文の要約」という部分については「（2）用語の整理」で説明します。



(文部科学省資料より)

**(2) 用語の整理**

多くの大学では、博士論文の「全文」とは「論文の全文」のことを指しますが、本学では論文だけでなく作品や演奏の審査を含めて学位審査を行うことがあるため、以下の3つのパターンに分けて整理しています。

- パターン A : 博士論文の「全文」＝「論文の全体」
- パターン B : 博士論文の「全文」＝「論文の全体」＋「作品の全体」
- パターン C : 博士論文の「全文」＝「論文の全体」＋「演奏の全体」

次に、「やむを得ない事由」により博士論文の「要約」をインターネット公表する場合も同様です。以下の例のように、「論文」「作品」「演奏」のいずれかにおいてその「全体」をインターネット公表できない場合は「論文の一部」「作品の一部」「演奏の一部」と呼び、博士論文は「要約」になります。

- パターン A : 博士論文の「要約」＝「論文の一部」
- パターン B : 博士論文の「要約」＝「論文の一部」＋「作品の全体」
- : 博士論文の「要約」＝「論文の全体」＋「作品の一部」
- : 博士論文の「要約」＝「論文の一部」＋「作品の一部」
- パターン C : 博士論文の「要約」＝「論文の一部」＋「演奏の全体」
- : 博士論文の「要約」＝「論文の全体」＋「演奏の一部」
- : 博士論文の「要約」＝「論文の一部」＋「演奏の一部」

なお、博士論文の「要旨」および「審査結果の要旨」についてもインターネット公表をする必要がありますが、これらについては博士論文の「要約」のように「やむを得ない事由」により部分的に公表しないといったことはできませんのでご注意ください。

また、本学学位規則第20条2項にあるとおり、「要約」のインターネット公表を行う場合も、「全文」データを附属図書館内にて閲覧に供することとしています。そのため、「要約」の提出時に「全文」データも提出する必要があります。

(参考) 東京藝術大学学位規則 第20条2項

(前略) 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

## 2. 提出物

## (1) 博士論文の「要旨」および「審査結果の要旨」(対象者：博士学位取得者全員)

提出物	公表主体	学位授与日から公表までの期間	原稿作成者	提出先	提出までの期限	備考
要旨	大学	3ヶ月以内	学位取得者	教務係	当該年度 1月末	大学が編集してPDF で公表。
審査結果の要旨			主査教員			

※前期卒業者は9月末までに提出

## (2) 博士論文の「全文」および「要約」

## パターンA

対象者：学位審査を「論文」のみで受けた者

提出物	公表主体	学位授与日から公表までの期間	原稿作成者	提出先	提出までの期限	備考
論文の全体	学位取得者	1年以内	学位取得者	教務係	学位授与 決定日	「やむを得ない事由」がある場合、「論文の一部」も同時に提出。
論文の一部						「やむを得ない事由」がある箇所を黒塗りして提出

※「論文の全体」を本学附属図書館にて閲覧に供する必要があるため、「論文の一部」を提出する場合においても、併せて「論文の全体」の提出が必要です。

## パターンB

対象者：学位審査を「論文」および「作品」で受けた者

提出物	公表主体	学位授与 日から公 表までの 期間	原稿作 成者	提出先	提出までの 期限	備考
論文の全体	学位取 得者	1年以 内	学位取 得者	教務係	学位授与 決定日	「やむを得ない事由」がある場合、 「論文の一部」も同時に提出。
論文の一部						「やむを得ない事由」がある箇所を 黒塗りして提出。
作品の全体						「やむを得ない事由」がある場合、 「作品の一部」を提出。
作品の一部						「やむを得ない事由」がある箇所を 除いて提出。 例：立体物の場合、写真を提出。

※「論文の全体」を本学附属図書館にて閲覧に供する必要があるため、「論文の一部」を提出する場合においても、併せて「論文の全体」の提出が必要です。

※作品写真は、作品の内容が分かる画像でなければなりません。インターネット上で公表することにより、無断で使用されてしまう恐れがあることに十分留意して、画像の解像度等を決定してください。公表する画像に、無関係な人（ワークショップ参加者等）の顔が写り込んでいる場合にも配慮が必要です。

※作品の写真が論文の中に全て含まれている場合は、別途作品データのファイルを提出する必要はありません。

## パターンC

対象者：学位審査を「論文」および「演奏」で受けた者

提出物	公表主体	学位授与 日から公 表までの 期間	原稿作 成者	提出先	提出までの 期限	備考
論文の全体	学位取 得者	1年以 内	学位取 得者	教務係	学位授与 決定日	「やむを得ない事由」がある場合、 「論文の一部」も同時に提出。
論文の一部						「やむを得ない事由」がある箇所を黒 塗りして提出。
演奏の全体						「やむを得ない事由」がある場合、 「演奏の一部」を提出。
演奏の一部						「やむを得ない事由」がある箇所を除 いて提出。 例：演奏会の場合、録音を提出。

※「論文の全体」を本学附属図書館にて閲覧に供する必要があるため、「論文の一部」を提出する場合においても、併せて「論文の全体」の提出が必要です。

### 3. 提出媒体、ファイル形式およびファイル名

提出物	媒体	ファイルの形式	ファイル名
要旨	E-mail に添付 ※容量が大きい場合は CD-R,DVD-R にて 提出すること	.doc , .docx	氏名スペース論文要旨 例：藝大太郎 論文要旨.docx
論文 (全体または一部)		.pdf	氏名スペース論文 (全体/一部) 例：藝大太郎 論文 (一部) .pdf
作品 (全体または一部)		.pdf , .mp3 , .mp4 等	氏名スペース作品 (全体/一部) 例：藝大太郎 作品 (一部) .pdf
演奏 (全体または一部)		.pdf , .mp3 , .mp4 等	氏名スペース演奏 (全体/一部) 例：藝大太郎 演奏 (一部) .mp3
審査結果の要旨	E-mail に添付	.doc , .docx	氏名スペース〇〇審査要旨 例：藝大太郎 総合審査要旨.docx

※ 対応可能な全てのファイル形式 音声 (MP3)、動画 (ASF , AVI , Matroska , NUT , FLV , WAV , QuickTime , 3GPP , MPEG(mp4) , SMAF(MMF) , OpenMG , TwinVQ , Ogg/FLAC , Monkey's Audio , WavPack , TTA)

※ インターネット公表とは別に、附属図書館に收藏したいものがある場合は、附属附属図書館情報サービス係までご相談ください。

※ 教務係に製本された論文を提出する必要はありません (製本論文の納本義務は平成 25 年 3 月 31 日以前に博士号を取得した方が対象です)。

### 4. インターネット公表できない「やむを得ない事由」がある場合

インターネット公表できない「やむを得ない事由」がある場合は、博士論文の「全文」ではなく「要約」を公表する必要があります。

学位申請者は「やむを得ない事由」に該当するかどうか出版社等の権利者に対して自分自身で確認しておく必要があります。

また、博士論文の「全文」または「要約」のどちらを公表するかは、審査委員会で確認・検討し、教授会・研究科委員会で決定します。

インターネット公表できない「やむを得ない事由」の主な例は以下のとおりです。なお、「やむを得ない事由」が解消した場合、速やかに博士論文の「全文」をインターネット公表する必要があります。

(1) 「作品」または「演奏」を学位審査時と同じ状態でインターネット上に再現できない。

例) 「作品」が立体物である、「演奏」は録音・録画ではなく実演する必要がある、等

(2) 個人情報に係る制約がある。

例) 調査対象となった個人からインターネット公表について許諾が得られない、等

(3) 著作権に係る制約がある。

例) 写真・譜例等について権利者からインターネット公表について許諾が得られない、  
著作権を譲渡している場合や共著者がいる場合に権利者からインターネット公表について許諾  
が得られない、  
確認をとるべき権利者が分からない、等

(4) 当該論文が出版刊行または学術雑誌等へ掲載されている、もしくはその予定がある。

例) 出版契約等によりインターネット公表が認められていない、等

※5年以内に発行・掲載がなされない場合は、インターネット公表を行います。発行・掲載がされた場  
合は、そのことが分かる資料・情報の提供をしてください。

※出版刊行・学術誌掲載の理由により延期が認められた場合、刊行・掲載されるまで1年ごとに進捗状  
況を大学に報告してください。

(5) 特許や実用新案を申請している、または申請の予定がある。

例) 特許登録要件の新規性を担保する必要がある、等

(再掲)

本学学位規則第20条2項にあるとおり、「要約」のインターネット公表を行う場合も、「全文」データを附  
属図書館内にて閲覧に供することとしています。そのため、「要約」の提出時に「全文」データも提出する必  
要があります。

(参考) 東京藝術大学学位規則 第20条2項

(前略) 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の  
学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合におい  
て、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

## 5. その他の提出物

(1) 【様式1】博士論文のインターネット公表に関する状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)までに教務係へ提出してください。(媒体:紙)

(2) 【様式2】博士論文のインターネット公表依頼書(新規)

博士論文の「全文」または「要約」を新規で提出する際、教務係へ提出してください。(媒体:紙)

※野村賞受賞作品や買い上げ作品等、大学美術館の所蔵品となっている作品の写真がインターネット  
公表する場合には、「写真撮影等許可申請書」を大学美術館管理係に提出してください。

(3) 【様式3】博士論文のインターネット公表依頼書(変更)

インターネット公表済みの博士論文の「要約」について、「やむを得ない事由」が解消した場合は、速  
やかに附属図書館情報サービス係へ提出してください。(媒体:紙)

## 6. 相談窓口

内容	担当係	電話番号	e-mail
F A Q	東京藝術大学音楽学部等における学術論文執筆のための著作権ガイドラインについて <a href="http://www.geidai.ac.jp/news/2015011526029.html">http://www.geidai.ac.jp/news/2015011526029.html</a>		
学位審査および提出物に関すること	美術学部教務係	050-5525-2122	ronbun-kohyo @ml.geidai.ac.jp
	音楽学部教務係	050-5525-2308	
	映像研究科教務係	050-5525-2675	
	千住校地事務センター教務係 (国際芸術創造研究科教務係)	050-5525-2754	
インターネット公表に関すること	附属図書館情報サービス係	050-5525-2429	
知的財産権に関すること	社会連携課研究協力係	050-5525-2008	
総合窓口	学生課学務係	050-5525-2076	

## 博士論文「要約」の作成ガイドライン

博士論文「要約」の作成にあたっては、差し支えない範囲において可能な限り多くの学術成果をインターネット公表するため、以下の点に留意してください。

1. 博士論文の内容を「要約」したものは、論文の内容の「要旨」とは別のものです。論文の内容の「要旨」と同一内容のものを博士論文の内容を「要約」したものとして提出することはできません。

2. 「博士論文の内容を要約したもの」等の構成は、下記のとおりとしてください。

(1) 表紙

(2) 目次

(3) 本文

(4) 参考文献一覧 ※ (1) (2) (4) は博士論文と同一のものとする。

3. 上記(3)の「本文」は、博士論文本体からインターネット公表に差し支えある部分を黒塗りにしたものです。ただし、黒塗り前の本文データも合わせて提出してください。

※博士論文の全部が、すでに出版されていて全文公表できない場合は、その旨記述し、刊行された著作の書誌事項（著者名、題名、出版社、出版年、ISBN など）を記載したものを「本文」としてください。すでに出版契約がされている場合も、これに準じてください。

※近い将来において刊行する計画があるものについて、「〇年以内に出版予定」と記し、博士論文の中の刊行に支障が生じない範囲を「本文」としてください。ただし「出版予定」とする場合は、学位取得後おおよそ5年以内に刊行する具体的計画がある場合に限りです。

出版予定として要約を提出した後、出版予定に関する情報が変更になった場合（出版日が決定した、出版予定がなくなった等）は、その都度、【様式3】および修正した要約データ（該当があれば）を附属図書館情報サービス係に提出して下さい。また、発行・掲載がされた場合は、そのことが分かる資料・情報の提供をしてください。

※出版刊行・学術誌掲載の具体的計画がある場合は、それを証明する資料を提出してください。

※出版刊行・学術誌掲載の理由により延期が認められた場合、刊行・掲載されるまで1年ごとに進捗状況を大学に報告してください。

※5年間を経過した後は、いかなる理由でも延長は認められません。刊行・掲載がなされなかった場合は、要約データ提出時（当該出版等予定の申請時）に提出した論文データを大学にて公表します。

※5年の期間内に、論文の書き直しや加筆は認められません。新しい知見が発見された場合等は、個人で新たな論文を書き起こしてください。

※著作権処理は論文執筆時から、論文提出時に間に合うように積極的に処理を進めてください。



【提出先】教務係 【締切】令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

## 【様式1】博士論文のインターネット公表に関する状況報告書

	提出日	(西暦)	年	月	日
学籍番号	氏名	(自署)			
メールアドレス（藝大アドレス以外）					

■博士論文の「全文」をインターネット公表できない「やむを得ない事由」がありますか？

該当する項目にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/>	「作品」または「演奏」をインターネット上で再現できない。										
<input type="checkbox"/>	個人情報に係る制約がある。 【具体的な事由を記載してください】										
<input type="checkbox"/>	著作権に係る制約がある。 【具体的な事由を記載してください】										
<input type="checkbox"/>	当該論文が出版刊行または学術雑誌等へ掲載されている、もしくはその予定がある。 <input type="checkbox"/> 出版契約等を確認した結果、公表することができない。 <input type="checkbox"/> 出版契約等を確認した結果、(西暦) 年 月 日まで公表することができない。 出版または学術雑誌等への掲載の詳細 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>題名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出版又は掲載日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出版物等の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出版物等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出版社等の名称</td> <td></td> </tr> </table>	題名		出版又は掲載日		出版物等の種類		出版物等の名称		出版社等の名称	
題名											
出版又は掲載日											
出版物等の種類											
出版物等の名称											
出版社等の名称											
<input type="checkbox"/>	特許や実用新案を申請している、または申請の予定がある。 <input type="checkbox"/> 特許出願予定又は審査中（出願公開前） 出願（予定）：(西暦) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実用新案出願予定又は審査中 出願（予定）：(西暦) 年 月 日										
<input type="checkbox"/>	以上の「やむを得ない事由」はない。										
備考	(その他、特記すべきことがありましたらご記入ください。)										

教員記入欄 (〇〇月時点 の状況)	博士論文インターネット公表の種別： 全文 / 要約 (どちらかに○) 主査署名：
-------------------------	---

※博士論文の「全文」または「要約」のどちらを公表するかは、審査委員会で確認・検討し、教授会・研究科委員会で決定します。

## 【様式2】博士論文のインターネット公表依頼書（新規）

(西暦) 年 月 日

東京藝術大学附属図書館長 殿

東京藝術大学学位規則第20条の規定に基づき、私が執筆した博士論文の「全文」または「要約」について、インターネット公表することを下記のとおり依頼します。

## 記

学籍番号	
ふりがな	
氏名	(自署)
修了後の連絡先	住所：〒
	電話（自宅）
	電話（携帯）
	e-mail（藝大アドレス以外）
学位授与日	(西暦) 年 月 日
論文題目	
主査教員氏名	
論文のキーワード	(任意)
公表内容	<input type="checkbox"/> 「全文」の公表をお願いします。 <input type="checkbox"/> 下記の「やむを得ない事由」が解消するまで、「要約」の公表をお願いします。 <input type="checkbox"/> 「作品」または「演奏」をインターネット上で再現できない。 <input type="checkbox"/> 個人情報に係る制約がある。 <input type="checkbox"/> 著作権に係る制約がある。 <input type="checkbox"/> 当該論文が出版刊行または学術雑誌等へ掲載されている、もしくはその予定がある。 <input type="checkbox"/> 特許や実用新案を申請している、または申請の予定がある。 「やむを得ない事由」が解消次第、速やかに「全文」を公表する必要がありますので、「やむを得ない事由」が継続する時期をご記入ください。 (西暦) 年 月 日 または ( ) まで
備考	(その他、特記すべきことがありましたらご記入ください。)

## 【様式3】博士論文のインターネット公表依頼書（変更）

(西暦) 年 月 日

東京藝術大学附属図書館長 殿

東京藝術大学学位規則第20条の規定に基づき、私が執筆した博士論文の「要約」について、インターネット公表することを下記のとおり依頼します。

## 記

学籍番号	
ふりがな	
氏名	(自署)
修了後の連絡先	住所：〒
	電話（自宅）
	電話（携帯）
	e-mail
学位授与日	(西暦) 年 月 日
論文題目	
主査教員氏名	
論文のキーワード	(任意)
公表内容	<input type="checkbox"/> 「全文」の公表をお願いします。 <input type="checkbox"/> 下記の「やむを得ない事由」が解消するまで、「要約」の公表をお願いします。 <input type="checkbox"/> 「作品」または「演奏」をインターネット上で再現できない。 <input type="checkbox"/> 個人情報に係る制約がある。 <input type="checkbox"/> 著作権に係る制約がある。 <input type="checkbox"/> 当該論文が出版刊行または学術雑誌等へ掲載されている、もしくはその予定がある。 <input type="checkbox"/> 特許や実用新案を申請している、または申請の予定がある。 「やむを得ない事由」が解消次第、速やかに「全文」を公表する必要がありますので、「やむを得ない事由」が継続する時期をご記入ください。 (西暦) 年 月 日 または ( ) まで
備考	(その他、特記すべきことがありましたらご記入ください。)